

電子交付サービスに関する取扱

株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）が、電子交付サービス（後記 1. で定める対象書面を、後記 2. で定める利用者に対し、後記 3. 記載の方法による交付（以下「電子交付」といいます。）すること。以下「本サービス」といいます。）に関しては、本規定が適用されるものとします。

1. 対象書面

当行が本サービスにより提供する書面は、金融商品取引法、銀行法、保険業法その他関連法令により、交付または説明が義務付けられている書面のうち、別紙「電子交付対象書面」に定める書面（以下「対象書面」といいます。）とします。

なお、対象書面には、当行所定の手続の履践のために郵送が必要となる書面その他法令等により電子交付が認められていない書面は含まれません。

2. 利用条件

当行の普通預金口座の利用者（以下「顧客」といいます。）は、本規定の内容について承諾または同意し、かつ、次のすべてに該当する場合に本サービスの利用ができるものとします（この場合における顧客を「本サービス利用者」といいます。）。

- (1) 顧客が、あらかじめ当行所定の方法にて届け出たメールアドレス（以下「届出メールアドレス」といいます。）に対し、当行が送信する所定の電子メールに記載している URL から専用のインターネットページにアクセスし、当該ページにて、今後、本規定の定める方法により書面の電子交付を受けることについて承諾を行うこと。

または、上記の承諾を行っていない顧客において、目論見書の電子交付について、当行所定の電話により、本規定の定める方法による書面の電子交付を受けることについて取引の都度同意を行うこと（以下、「都度同意」といいます。）

- (2) 顧客がインターネットを利用できること
- (3) 顧客が使用するパソコン等において最新バージョンの PDF 閲覧ソフトが利用可能であること
- (4) 顧客が本サービスにより交付された対象書面をプリンター等で出力し、書面の作成が可能であること
- (5) 顧客が当行のホームページから対象書面を顧客の使用するパソコン等にダウンロードすることもしくは保存することが可能であること、または、顧客が届出メールアドレス宛の電子メールに添付されている PDF 形式のファイルを受領し、顧客の使用するパソコン等にダウンロードすることもしくは保存することが可能であること

- (6) 顧客が日本国内在住かつ当行が犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人特定事項の確認を行った個人であること

3. 電子交付の方法

- (1) 当行は、紙媒体による対象書面の交付に代えて、届出メールアドレス宛の電子メールを利用して、電磁的交付利用者の使用するパソコンまたは電磁的交付利用者が契約しているデータセンター等に対象書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられた電磁的交付利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法あるいは、当行のホームページにおいて対象書面の記載事項を電磁的交付利用者の閲覧に供する方法で、電子交付を行います。なお、本サービス利用者は、届出メールアドレス等に変更がある場合には、当行所定の方法により、ただちに変更後のメールアドレス等を当行に届け出るものとします。
- (2) 前記3. (1)の電子交付にあたっては、PDF形式のファイルを利用するものとします。なお、本サービス利用者は、最新バージョンのPDF閲覧ソフトを入手するものとします。

4. 本サービスにおける取扱い

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、電子交付に関する次の取扱いについて承諾するものとします。

- (1) 書面の電子交付を行う対象書面の作成基準日が、顧客が前記2. (1)に定める承諾を行った期間中（都度同意の場合は、同意を行ってから電子交付を行うまでの期間中。以下、「利用期間」といいます。）であること
- (2) 法令の変更、監督官庁の指示その他の相当の事由があると認められる場合には、本サービスの利用期間中であっても、電子交付ではなく、紙媒体により対象書面を交付することがあること
- (3) 税法その他の法令の規定に基づき、本サービス利用者からの請求に応じ、紙媒体による交付を行う場合があること
- (4) その他、本サービスの利用期間中であっても、顧客が希望する場合は、個別の対象書面について、紙媒体による交付を行うこと

5. 利用停止

- (1) 本サービスは、次の各号に該当する場合には、利用が停止されるものとします。
- ① 本サービス利用者から利用を停止する旨の申し出があった場合
 - ② 当行の口座が解約された場合
 - ③ 通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器やソフトウェア等の影響により、本サービスの提供が困難であると当行が判断した場合

④ その他、やむをえない事情により当行が本サービスの停止を申し出た場合

- (2) 本サービス利用者は、当行所定の方法により、前記 2. (1)に定める承諾の撤回を申し出ることができます。この場合、当行は当該申出を承諾し、以後、本サービスの利用を停止するものとします。

6. 免責事項

- (1) 本サービス利用者が、本サービスの利用に際して、虚偽の申告または前記 2. に反し当行に申込みを行ったことにより本サービス利用者に生じた損害については、当行は、責任を負いません。
- (2) 通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器やソフトウェア等の影響による電子交付の遅延、誤作動、不能により本サービス利用者に生じた損害については、当行は、責任を負いません。ただし、当行の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

7. 本規定の変更または廃止

- (1) 本規定の変更または廃止（以下「変更等」といいます。）は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他の相当の方法で公表することにより、行うことができるものとします。
- (2) 変更等は、公表の際に定める一定期間を経過した日から適用されるものとします。

8. 準拠法・管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以 上

(2025 年 9 月 8 日現在)